

大阪健康・医療関係機関実務責任者会議運営要綱

(目的)

第一条 大阪を健康・医療関連産業の世界的なクラスターにすることをめざし、大阪府内の健康・医療関係機関が緊密な推進体制の強化を図るとともに、府内産学官の一体的な取組みを担保するための機動的な場として、大阪健康・医療関係機関実務責任者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 健康・医療関係機関の事業に関する連携及び情報交換に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第三条 会議は、別表に掲げる機関により構成する。

- 2 座長は、大阪府商工労働部成長産業振興室ライフサイエンス産業課長をもって充てる。

(運営)

第四条 会議は、座長が招集し、これを主宰する。

(会議の庶務)

第五条 会議の庶務は、大阪府商工労働部成長産業振興室ライフサイエンス産業課において行う。

(雑則)

第六条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

会議の構成機関（五十音順）

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

公立大学法人大阪

大阪市

大阪商工会議所

国立大学法人大阪大学

大阪府

関西医薬品協会

近畿経済産業局

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

国立研究開発法人理化学研究所